

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>鳥類への影響評価手法と結果について</p> <p>「4.2.3.1」にある洋上風力発電およびその付帯施設が鳥類の生息地と採食地へ及ぼす影響の評価手法とその結果について、風車建設による土地改変面積および空隙率を用いて生息地の損失や衝突事故の発生を評価している。しかし、実際に鳥類へ及ぼす影響を考えるには、改変面積のみならず、風車やその付帯施設の存在そのものが及ぼす忌避効果も加味して、生息地放棄や生息環境の質の低下等による影響を考慮すべきである。対象事業実施区域における鳥類の生息地の改変は少なく、そのほとんどの部分が残存すると記されているが、海外での研究では、発電施設の間や周辺の浅水域で採食するアビ類やクロガモなどの鳥類は発電施設建設後、その水域を利用する数が減少することが明らかとなっている。また、世界的にみて風車間の距離が広いものや単独で建っている風車でも衝突事故が起きていることから、衝突事故については空隙率から計算するのではなく、対象となる鳥類の生態的特徴や環境利用の状況なども考慮して影響評価を行なうべきである。</p>	<p>「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」では、配慮書段階において選定した複数案の計画について、計画段階配慮事項の各項目の影響を比較した結果を掲載しています。</p> <p>配慮書における調査及び予測は、原則として国、地方公共団体等が有する既存資料に基づいて行うものとされているため、鳥類への影響は、既存資料並びに事業計画に基づく土地改変面積及び空隙率を用いて予測を行いました。</p> <p>今後作成する準備書では、現地調査で把握した、当該地域における鳥類等の分布及び行動等による利用状況並びに確定した事業計画に基づき、対象となる鳥類の生態等を考慮して影響の予測及び評価を行います。</p>
2	<p>鳥類の調査および評価の手法について</p> <p>①レーダー調査の利用について</p> <p>「第6.2-4表(3)」においてレーダー調査は海霧の発生する6月の1回のみとしているが、当該地における鳥類の春秋の渡り時期と考えられる3月中旬～5月下旬（春季）、8月中旬～11月中旬（秋季）にも実施することが望ましい。</p>	<p>春季及び秋季の鳥類の渡りの状況については、ポイントセンサス調査、船舶トランセクト調査等により把握します。</p> <p>レーダー調査は、海霧の発生時における鳥類の出現状況を補足的に把握することを目的に、春から夏に吹く東寄りの風（やませ）により発生する海霧の時期を対象として6月に実施します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>②希少猛禽類の生息状況に関する調査について</p> <p>希少猛禽類の繁殖状況は年によって変動することを踏まえ、少なくとも3年以上は調査を継続実施すること。なお、調査は月に2回以上行なうこと。特に、猛禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に発生しやすいとされることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。</p> <p>南北2つの対象事業実施区域の間には、太平洋に繋がる尾駸沼と鷹架沼が存在し、こうした地形はオジロワシ、オオワシ、ミサゴといった魚食性の猛禽類が特に餌場として頻繁に利用すると考えられる。環境省が行っている調査から、猛禽類の衝突事故の起きやすさの一つに、風車の近くに営巣地およびねぐら、そして餌場が存在することは大きな要因となることが示唆されている。そのため、当該地域の希少猛禽類の行動生態を把握するためには、定点調査とは別に営巣地やねぐらの場所、そして採餌場所を特定する調査を実施すべきである。</p>	<p>希少猛禽類の調査期間は、「発電所に係る環境影響評価の手引 平成19年1月改訂」(経済産業省原子力安全・保安院、平成19年1月)に基づき1年間とし、調査回数は、過去の発電所の環境アセスメントの実績を参考に各月1回(各3日程度)としています。</p> <p>また、好天時及び悪天候時の行動については、上記期間の調査において可能な限り把握に努めます。</p> <p>営巣地、ねぐら及び採餌場所については、希少猛禽類調査の他、ポイントセンサス調査、ラインセンサス調査、船舶トランセクト調査においても希少猛禽類の行動等を記録します。</p> <p>さらに、巣材運び等の繁殖行動を確認した場合には、必要に応じ営巣木調査を行います。</p>
4	<p>③飛翔軌跡調査について</p> <p>希少猛禽類の生息状況調査においては、すべての希少猛禽類に対して飛翔軌跡を記録し、計画区域とその周辺をどのように利用しているか把握すること。飛翔軌跡調査では飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いて飛行高度の計測を行なうこと。</p>	<p>現地調査において確認した全ての希少猛禽類の飛翔経路を記録し、対象事業実施区域及びその周辺の利用状況の把握に努めます。</p> <p>また、飛翔高度は、対象事業実施区域の近傍にある風況観測ポール(高さ50m)の高さを参考に目視により確認します。</p>
5	<p>④渡り時の移動経路に関する調査時期について</p> <p>「第6.2-4表(3)」において調査時期は1~5月、8~9月、11~12月の9回、1日/回程度とあるが、渡りの時期の幅はより広いことから10月も調査を実施すること。さらに、渡り時期に出現する鳥類の変化は短い期間中でも大きいことから、各調査は少なくとも2週間に1回(1回につき3日間)程度実施するなど、十分な配慮が必要である。</p>	<p>渡り鳥が対象事業実施区域及びその周辺を利用する主な時期は、ガン・カモ・ハクチョウ類が11月~翌3月、ミズナギドリ類が4~5月、シギ・チドリ類が4~5月及び8~9月であることから、調査時期は、これら鳥類の行動を適切に把握できる時期として設定しました。</p>